

≪MERS疑似症患者の定義 注)≫

定義1:アまたはイ

<p>ア</p> <p>①～③全てを満たし かつ ④または⑤を満たす</p>	① 38℃以上の発熱を呈する	かつ	④ 発症前14日以内に流行国(※1)において、MERSであることが確定した患者との接触歴がある
	② 咳を伴う急性呼吸器症状を呈する		
	③ 臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDS等の肺病変が疑われる		
<p>イ</p> <p>⑥または⑦を満たし かつ ⑧～⑩のいずれかを満たす</p>	⑥ 発熱を呈する	かつ	⑧ 発症前14日以内に、MERSであることが確定した患者を診察、看護若しくは介護していた者
	⑦ 急性呼吸器症状(軽症の場合を含む)を呈する		
	⑨ MERSであることが確定した患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む)していた者		
			⑩ MERSであることが確定した患者の気道分泌液、体液等の汚染物質に直接接触したもの

定義2

「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届ける基準」における疑似症患者の定義を満たす者

注) 他の疾病であることが明らかな場合を除く

※1 流行国:中東地域の一部

中東地域のうち、輸入症例ではないMERSの確定患者の発生が認められた国のことで、具体的には、アラブ首長国連邦、イエメン、カタール、クウェート、サウジアラビア、ヨルダン(平成29年7月7日現在。イラン、レバノン及びバーレーンは、輸入症例の発生であるため、含まない)のこと

※2 ヒトコブラクダとの濃厚接触歴

ヒトコブラクダの鼻や口等との接触(ヒトコブラクダから顔を舐められるなど)や、ヒトコブラクダの生のミルクや非加熱の肉などの摂取